

審査方法及び採点について（案）

1 選定審査方法について

面接審査が終了後、書類審査の内容も含めた点数を採点し、採点委員の総合計得点に基づいて候補者を選定する。総合計得点の最上位の者を指定管理者の候補者として選定し、総合計得点が次順位の応募団体を次点の候補者として選定する。

2 採点について

総合計得点は、「100点満点／人×採点委員数＝満点」

（例：採点委員が5人の場合は500点）

※ 総合計得点において最上位の団体であっても、総合計得点が満点の60%未満の場合には、候補者として選定しない。

※ 採点において、同点になった場合は、別添「資料3」のとおりとする。

※ 書類審査又は面接審査において欠席委員がいる場合の取扱いは次のとおりとする。

- ① 書類審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は面接審査に出席すれば採点可能とする。
- ② 面接審査で欠席委員がいる場合、当該欠席委員は採点できない。

3 採点作業について

採点については、自らがその施設の利用者であるという観点から行う。

また、その施設や、採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点を行う。以上の点を踏まえ、選定基準の全ての項目（後述の「5 採点方法を指定する項目について」を除く。）について採点を行う。

4 採点を行う上での目安について

書類審査及び面接審査の採点は、以下の表を目安とし整数で採点を行う。採点基準目安で採点しづらい場合に、目安間の点で採点することも可能とする。（例：10点満点の9点、5点、30点満点の28点、15点など）

採 点 基 準 目 安	配点 4点	配点 10点	配点 15点	配点 30点
特に優れている（高度な能力を有している）	4点	10点	15点	30点
優れている（十分な能力を有している）	3点	8点	12点	24点
普通（一応の能力を有している）	2点	6点	9点	18点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2点	4点	6点	12点
不十分（能力が乏しい）	1点	2点	3点	6点
劣っている（能力がない）	0点	0点	0点	0点

5 採点方法を指定する項目について

- 選定基準中の「(6) 管理経費の縮減が図られること。」の「③市への納付金」市への納付額（5年総額）に応じて次の計算式により配点を付与する。

【計算式】

当該団体の納付額（△△△万円）／提案最高納付額（〇〇〇万円）×配点（3点）＝得点
※算出した配点の小数点以下は切り捨てる。

- 選定基準中の「(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件」の「⑤ 市の施策に整合する取組実績等」

次の①～⑦の項目に該当する場合は、配点（3点）を上限として項目ごとに1点ずつ付与する。（※ グループ応募の場合は、④及び⑥の項目を除き、すべての者が満たしていること。）

該 当 要 件		配 点
①	次のいずれかに該当する場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和7年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ・ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を1人以上雇用している場合 ・ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 ＊障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され（又は見込み）、週20時間以上勤務している者	3点
②	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく認定を受けている場合	
③	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく認定を受けている場合	
④	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
⑤	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に掲げる高齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年の引上げ（同項第1号）又は定年の定め廃止（同項第3号）を行っている場合（同項第2号の継続雇用制度は対象外）	
⑥	市内に本社・本店を有している場合 （グループ応募の場合は、1者以上が満たしていること。）	
⑦	ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KES（ステップ2以上）の登録又はエコステージ（ステージ2以上）の認証のいずれかを受けている場合	

■ 選定基準中の「(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件」の
「⑥施設の適正な管理運営実績」

当該施設の現指定管理者（共同企業体にあつては、各構成団体。以下同じ。）から応募（グループ応募を含む。）があつた場合は、配点を上限として現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案（＊）１件につき３点を減点する。

（＊）当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたもの（令和４年９月１日以降に発生したものに限る。）に限る。現指定管理者を対象とする審査項目であるため、その応募がなかった場合には、当該項目の 審査は不要。